

居宅介護支援
重要事項説明書

かがやきの郷福楽園居宅介護支援事業所

居宅介護支援重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話: 047-409-5708 (午前8時30分～午後5時30分)

上記以外の時間帯、日曜祝日年末年始の連絡先 080-7844-5656
(24時間対応)

担当者: 石原 かや子

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2 かがやきの郷福楽園居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援の指定事業者番号及びサービス提供地域

事業所名	かがやきの郷福楽園居宅介護支援事業所
所在地	千葉県習志野市東習志野1-1-20
介護保険指定事業者番号	1272100957
サービスを提供する地域	事業所から2, 5km圏内 (圏外は応相談)

(2) 事業所の職員体制 (2024年4月1日現在)

	資格	常勤	非常勤	合計
管理者	主任介護支援専門員	1名		1名
介護支援専門員	主任介護支援専門員	3名	0名	3名
	介護支援専門員	2名	0名	2名
事務員		1名	0名	1名

※管理者は介護支援専門員を兼務します。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分
営業時間	※月曜日から土曜日の営業時間以降は24時間の連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制をとる。
休業日	日曜日、祝日、12月30日～1月3日

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 居宅サービス計画作成の申し込み受付
- ② 契約及び重要事項の説明並びに締結
- ③ 個人情報使用に関する同意書の説明及び承諾
- ④ 利用者の状態把握、課題分析 (アセスメント) とサービスに対する意向の確認

- ⑤ 複数の指定居宅サービス事業者等の紹介、利用者によるサービスの選択
- ⑥ 課題分析に基づき居宅サービス計画原案作成
- ⑦ サービス担当者会議の開催
- ⑧ 居宅サービス計画の説明及び同意を得て交付
- ⑨ プランに沿ったサービス開始
- ⑩ 利用者宅を訪問しモニタリングの実施

4 利用料金

(1) 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合は、一旦介護度に応じてひと月あたり下記の料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行いたします。後日サービス提供証明書を、保険者の窓口に提出することで、全額払い戻しを受けることができます。

(地域単価：10,840円/単位)

居宅介護支援費（Ⅰ）＜取扱件数が介護支援専門員1人あたり50件未満＞

居宅介護支援費（要介護1～2）	11,772円（1,086単位/月）
居宅介護支援費（要介護3～5）	15,295円（1,411単位/月）

① 初回加算・・・3,252円（300単位/月）

新規に居宅サービス計画を作成する利用者又は要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合

② 入院時情報連携加算（Ⅰ）・・・2,710円（250単位/月）

利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供をしていること。

※入院日以前の情報提供を含む

※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

③ 入院時情報連携加算（Ⅱ）・・・2,168円（200単位/月）

利用者が病院又は診療所に入院した翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供をしていること。

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

④ 退院・退所加算

退院又は退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、入院又は入所期間中に1回を限度として算定する。

退院・退所加算（Ⅰ）イ・・・4, 878円（450単位／月）

退院・退所加算（Ⅰ）ロ・・・6, 504円（600単位／月）

退院・退所加算（Ⅱ）イ・・・6, 504円（600単位／月）

退院・退所加算（Ⅱ）ロ・・・8, 130円（750単位／月）

退院・退所加算（Ⅲ）・・・9, 756円（900単位／月）

⑤ 通院時情報連携加算・・・542円（50単位／月）

利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画書に記録した場合、1月に1回を限度とし算定する。

⑥ 緊急時等居宅カンファレンス加算・・・2, 168円（200単位／月）

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合、1月に2回を限度とし算定する。

⑦ 特定事業所加算

専門性の高い人材を配置し、中重度の利用者及び重層的課題等ケースに対して積極的に支援を行い、専門性あるケアマネジメントを提供する事業所に付与される。

特定事業所加算（Ⅰ）・・・5, 625円（519単位／月）

特定事業所加算（Ⅱ）・・・4, 563円（421単位／月）

特定事業所加算（Ⅲ）・・・3, 501円（323単位／月）

特定事業所加算（A）・・・1, 235円（114単位／月）

⑧ ターミナルケアマネジメント加算・・・4, 336円（400単位／月）

自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重し、終末期の医療やケアの方針に関する利用者又は家族の意向を適切に把握（同意を得て訪問）する。また心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた事業者を提供した場合。

⑨ 特定事業所医療介護連携加算・・・1, 355円（125単位／月）

医療・介護連携に総合的に取り組み、前々年度の3月から前年度の2月までの間にターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している場合。

(2) 解約料

利用者又は家族は、事業者との契約解除を希望する場合いつでも解約することができます。また、この契約の終了時期を問わず、解約料等の料金は一切かかりません。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者又は家族の都合でサービスを終了する場合

利用者又は家族が契約終了を希望する場合には、いつでもこの契約を解約することができます。

② 事業所の都合でサービスを終了する場合

事業所の閉鎖等のやむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了の1か月前までに文書で通知するとともに地域の他の居宅介護支援事業所を紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者の要介護認定区分が要支援1又は要支援2と認定された場合

④ その他

利用者又は家族が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスの終了をさせていただく場合がございます。

6 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営方針

- ① 介護保険法でいう「自立支援」「生活の質の向上」「介護者の負担の軽減」を尊重し、利用者の介護上の問題解決や介護サービスの希望を重視した居宅サービス計画を作成していきます。
- ② 利用者又は家族との連絡を継続的に行い、介護サービスの他にも必要な保健医療サービスや社会資源等を盛り込み、総合的かつ効率的な居宅サービス計画を作成していきます。

- ③ 介護支援専門員は居宅サービス計画の原案に盛り込んだ介護サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料金等について利用者又は家族に対して説明し、同意を得た上でこの計画内容を決定するものとします。
- ④ 利用者が、ご自宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合や介護保険施設等への入所又は入院を希望する場合には、紹介その他の便宜を行います。
- ⑤ 介護保険用ソフトの導入や情報ネットワークの構築により、居宅サービス計画を迅速かつ柔軟に作成、あるいは見直していきます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ① 居宅サービス計画を作成する上で認定調査票及び主治医意見書を提示することに同意されている場合には、十分活用させていただきます。なお、利用者又は家族の個人情報については守秘義務を厳守していきます。
- ② 居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所については利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、複数の事業所の紹介を求めることや、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由の説明を求めることが可能です。
- ③ 利用者がこれまで障害福祉サービスを利用してきた場合は、特定相談支援事業者との連携に努めます。
- ④ 指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供します。
- ⑤ 居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載し、保険者へ届け出ます。
- ⑥ 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ⑦ 居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分留意するものとし、当該利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにします。

- ⑧ 居宅介護サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を居宅サービスに記載します。
- ⑨ 居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載します。
- ⑩ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行うよう努めます。
- ⑪ 利用者及び他のサービス事業所との連携によるモニタリングにおいては、テレビ電話装置他、情報通信機器を活用したモニタリングも可能とします。その際、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に取り扱いの明確化を行います。

(3) サービス利用のために

- ① 介護支援専門員の変更を希望される方は申し出て下さい。
- ② 介護支援専門員の知識・技術等の向上を図るために、研修計画を作成し実施するとともに、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議も定期的を開催します。また地域における介護支援専門員の人材育成と自事業所の地域連携を強化するため、他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会や研究会等を実施します。
- ③ 代行申請にかかる費用や解約金などの料金は一切かかりません。
- ④ 利用者が医療機関に入院する際は、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該医療機関に提供していただきますようお願いいたします。

7 個人情報保護の遵守

- (1) 個人情報保護については、別途定めた「社会福祉法人江戸川豊生会 個人情報保護規程」に則り法令や条例を遵守することを旨としております。

- (2) 当事業所のすべての職員は、サービス提供する上で知り得た利用者又は家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。
- (3) 予め同意を得ない限り、サービス事業者等に対し利用者又は家族の個人情報を提供しません。

8 業務継続計画の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 感染症対策について

事業所において感染症が発生又はまん延しないように、次の措置を講じます。

- (1) 訪問職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

10 高齢者虐待の防止について

利用者等の人権の擁護、虐待の発生またはその再発防止をするために、次に掲げるとおりに必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者：管理者
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (4) 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者、当該圏域地域包括支援センターに通報します。

1 1 身体拘束について

ケアマネジメントにおいて、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

- (1) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (2) 身体的拘束等の指針を整備します。

1 2 ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 3 事故発生時の対応

サービス提供により利用者に事故が発生した場合は、速やかに、保険者及び家族に連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録に残し、利用者又は家族の閲覧に供します。

1 4 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情等を下記にて承ります。

担 当 窓 口： 石原 かや子 電話 0 4 7 - 4 0 9 - 5 7 0 8

第三者委員： 富谷 輝夫 電話 0 4 7 - 4 7 5 - 8 2 5 9

望月 幸子 電話 0 4 7 - 4 7 5 - 0 5 3 2

(2) その他

当事業所以外に、習志野市の相談・苦情窓口、千葉県国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

・習志野市役所

担 当 課 介護保険課 苦情処理

電 話 0 4 7 - 4 5 3 - 7 3 4 5

受付時間 8：30～17：00（土・日・祝日は除く）

・千葉県国民健康保険団体連合会

担 当 課 介護保険課 苦情処理係

電 話 0 4 3 - 2 5 4 - 7 4 0 4

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日は除く）

1 5 事業者の概要

・名 称・法人種別：社会福祉法人 江戸川豊生会

・法 人 所 在 地：東京都江戸川区臨海町1丁目4番4

・電 話 番 号：03-5659-0702

・代表者役職・氏名：理事長 柳内 光子

・定款の目的に定めた事業

(1) 第一種社会福祉事業

① 特別養護老人ホームの経営

② 養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

① 老人デイサービス事業の経営

② 老人デイサービスセンターの経営

③ 老人短期入所事業の経営

④ 老人介護支援センターの経営

⑤ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

⑥ 老人居宅介護等事業の経営

⑦ 保育所の経営

⑧ 一時預かり事業

- ⑨ 地域子育て支援拠点事業
- ⑩ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業

(3) 公益事業を目的とする事業

- ① 居宅介護支援事業
- ② 地域包括支援センターの経営
- ③ 東京都補助金事業みまもり相談室
- ④ 東京都認証保育所事業
- ⑤ 浦安市認証保育所事業

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

(事業者) 事業者名 社会福祉法人 江戸川豊生会

所 在 地 東京都江戸川区臨海町 1－4－4

理 事 長 柳内 光子

(事業所) 事業所名 かがやきの郷福楽園居宅介護支援事業所

所 在 地 千葉県習志野市東習志野 1－1－20

説 明 者

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 _____

代筆者氏名 _____ (続柄： _____)

家族 _____ (続柄： _____)